

「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」に関するお知らせ（改定）

期間令和3年4月25日（日）から5月11日（火）まで

事業者向けの要請等の内訳に屋内テニスコートが含まれるのに対し、次のように対応します。

スクールについて

- ① 20時以降のFクラスは緊急事態宣言の解除までは休止させていただきます。これに伴う補講は他のクラスでお取り頂くか、解除後再開したFクラスでお取りください。期限は1年間とさせていただきます。

その他のクラス

- ② 屋内コートの両側全面のガラス引戸は全開にします。元々天井には自然換気設備（ベンチレーター）が整っています。
- ③ 緊急事態期間中、雨及び風が強くなく、利用可能な限り屋外コートを使用します。
- ④ 屋外コート利用が意に添わない方は、補講にして緊急事態終了後、屋内コートでお取り下さい。この場合の補講期限は4カ月とします。
- ⑤ これに伴い、カーペット用シューズを使用の方は、オールコート用シューズもご持参下さい。

会員さま向け対応

緊急事態宣言中は原則屋内コートが使用できませんので、スクールのレッスンを3,4コートで行います。それに伴い会員さま用のコートが1,2番コートになる時間帯（火水木金土日のAクラス、金Bクラス）があります。ご不便をお掛けして申し訳ありませんが、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

以上の対策を徹底し、従来通り検温、プレー以外のマスク着用を義務付けて、利用者の健康を守ります。

2021年4月28日 コートピア大泉テニススクール